



建指第 98 号

令和 5 年 9 月 1 日

茨城県行政書士会 様

水戸市長 高橋 靖



都市計画法に基づく開発許可の手引きの改訂について（通知）

平素より本市の宅地開発行政に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、下記のとおり「都市計画法に基づく開発許可の手引き」の改訂を行いましたので、お知らせします。

記

1 改訂理由

都市計画法，都市計画法施行規則，水戸市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例等の改正に対応するとともに，手引き全体の文言整理を行うため

2 改訂内容

別紙のとおり

※改訂後の手引きの内容については，ホームページをご覧ください。

水戸市役所ホーム>組織からさがす>都市計画部>建築指導課>宅地開発

問合せ先 水戸市都市計画部建築指導課開発指導室
TEL (029) 232-9210

都市計画法に基づく開発許可の手引きの第6次改訂について

都市計画法、都市計画法施行規則、水戸市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例等の改正に対応するとともに、手引き全体の文言整理を行う。(主な改訂内容は次表のとおり)

編	ページ (改訂後)	改訂箇所	改訂内容
		凡例	盛土規制法及び盛土規制法施行令の追加
		目次	ページの変更
制度編	制-10	第1章第3節	2 キャンプ場の定義
制度編	制-43	第7章	省令第28条の4第2号の改正
制度編	制-54	第12章第3節	構成の変更
制度編	制-55	第13章	構成の変更
制度編	制-57～58	第14章	42条許可が不要となる新築又は増改築の取扱い 市条例第6条の改正
制度編	制-60～63	第15章	43条許可が不要となる増改築の取扱い 市条例第6条及び第7条の改正
制度編	制-76	第20章	法第78条第3項及び第4項第2号の改正
制度編	制-86	第25章	法第91条の改正
技術基準編	技-3	第1章	法第33条第1項第12号及び第13号の改正
技術基準編	技-6	第2章	法第33条第1項第1号イの改正
技術基準編	技-46	第8章第1節	法第33条第1項第7号及び宅地造成等規制法施行令の改正
技術基準編	技-53	第8章第7節	宅地造成等規制法施行令の改正
技術基準編	技-56～63	第8章第8節	宅地造成等規制法施行令の改正
技術基準編	技-75	第13章	法第33条第1項第12号の改正
技術基準編	技-76	第14章	法第33条第1項第13号の改正
立地基準編	立-5	第2章	<運用基準の解説> 4 予定建築物の規模
立地基準編	立-23	第12章	2 県庁南地区地区計画の決定
立地基準編	立-28～29	第13章第2節	市規則第2条及び第3条の改正
立地基準編	立-38	第14章第3節	市条例第6条及び市規則第7条の改正
立地基準編	立-40	第14章第4節	市条例第6条及び市規則第8条の改正
立地基準編	立-46	第14章第5節	市条例第6条及び市規則第9条の改正
立地基準編	立-47～48	第14章第6節	市条例第6条及び市規則第10条の改正
立地基準編	立-49	第14章第7節	市条例第6条及び市規則第11条の改正

立地基準編	立-50~52	第 14 章第 8 節	節の追加
立地基準編	立-55	第 16 章第 1 節	水戸市開発審査会付議基準の改正
立地基準編	立-56~57	第 16 章第 2 節	判断基準の改正
立地基準編	立-57~69	第 16 章第 3 節	提案基準 3 の改正 <提案基準 6 の解説> 流通業務施設の業種等 <提案基準 7 の解説> 既存工場施設等の業種等 <提案基準 8 の解説> 地域振興に資する工場施設等の業種等
立地基準編	立-70~95	第 16 章第 4 節	旧包括承認基準 9 の廃止及び包括承認基準 9 の制定 <包括承認基準 10 の解説> 特定流通業務施設の定義等 <包括承認基準 11 の解説> キャンプ場及びバンガローの定義 <包括承認基準 18 の解説> 市条例第 6 条の改正
立地基準編	立-100	第 17 章第 7 節	節の追加
手続編	手-1~8	第 1 章	省令第 15 条の改正 1 開発許可の申請書の添付図書
手続編	手-21~22	第 5 章	2 42 条許可の申請書の添付図書
手続編	手-26~27	第 6 章	1 43 条許可の申請書の添付図書
手続編	手-30	第 7 章	水戸市開発登録簿閲覧等規則の改正